

平成 26 年 5 月 1 日
経 済 産 業 省

外国人旅行者向け消費税免税制度改正について 合同説明会を開催します

- ・平成 26 年 10 月 1 日から、化粧品、食品類、地酒、地元の特産品などすべての品目が、外国人旅行者向けにお土産として販売すると消費税の免税対象となります。
- ・各地のお土産品店で免税取扱店が広がると、外国人旅行者が各地の地場産品などを楽しむことができるとともに、地域経済の活性化が期待されます。
- ・全国 12 カ所で免税制度の適切な運用を拡大させていくため、地域の事業者等を対象に、観光庁と経済産業省が連携し、免税制度についての説明会を開催します。

<外国人旅行者向け免税制度の合同説明会開催について>

ショッピングは、外国人旅行者の日本での活動目的の上位に位置づけられており、今後の各地方において外国人旅行者の増加などによる活性化を目指すに当たっては、こうした外国人旅行者向けの買物環境の改善が不可欠です。

外国人旅行者向けの消費税免税制度は、本年 10 月 1 日からこれまで免税販売の対象となっていなかった消耗品が免税対象となり、外国人旅行者の増加や、各地域の食品、飲料、地酒などの特産品の販売増加などの効果が期待されます。制度の適切な活用による地域の活性化を図るため、観光庁と経済産業省では、連携して相談窓口を設置するなど免税店拡大のための取組を進めております。

その一環として、民間事業者、観光関係団体、経済団体、地方自治体等を対象に、制度運用開始に向けて、現在の免税制度の概要や改正内容(注1)、免税店許可申請手続き等についての説明会を開催いたします。

5月9日から6月13日まで、全国10ブロック12カ所で開催いたしますので、説明会への参加をご希望の方は、各ブロックの担当へ問合せの上、申込みをお願いいたします。

※開催日程詳細については、別紙のとおり

免税店シンボルマーク(注2)



【開催日程】 ※詳細は、各地方運輸局及び地方経済産業局にお問い合わせください。

地域	日程	時間	場所	問い合わせ先	
北海道	5月9日 (金)	14:00～ 15:30	札幌国際ビル8階 「国際ホール」 (北海道札幌市中央区北4条西4 丁目1番地)	北海道運輸局 観光地域振興課 011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 011-738-3231
東北	5月27日 (火)	14:00～ 15:30	仙台第2合同庁舎2階講堂 (宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23)	東北運輸局 国際観光課 022-221-4914	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 022-221-4914
関東	5月26日 (月)	14:00～ 15:30	経済産業省本館17階 第1～2共用会議室 (東京都千代田区霞が関1-3-1)	関東運輸局 国際観光課 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 048-600-0345
北陸 信越	5月13日 (火)	13:30～ 16:00 (予定)	新潟美咲合同庁舎 2号館4階大会議室 (新潟県新潟市中央区美咲町1丁 目2番1号)	北陸信越運輸局 観光地域振興課 025-285-9181	中部経済産業局 流通・サービス産業課 052-951-0597
中部	5月20日 (火)	14:00～ 15:30	名古屋合同庁舎 第一号館11階共用大会議室 (愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1)	中部運輸局 観光地域振興課 052-952-8009	
近畿	5月29日 (木)	【第1回】 10:00～ 12:00 【第2回】 13:00～ 15:00	大阪合同庁舎第一号館第一別 館2階大会議室 (大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44)	近畿運輸局 観光地域振興課 06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 06-6966-6025
中国	5月22日 (木)	14:00～ 15:30	米子コンベンションセンター BIG SHIP 国際会議室 (鳥取県米子市末広町294)	中国運輸局 国際観光課 082-228-8702	中国経済産業局 流通・サービス産業課 082-224-5655
	5月23日 (金)	13:30～ 15:00	広島合同庁舎4号館附属 棟海技試験場(広島県広島市中 区上八丁堀6-30)		
四国	6月13日 (金)	13:30～ 15:00	高松サンポート合同庁舎 「アイホール」 (香川県高松市サンポート3-33)	四国運輸局 観光地域振興課 087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通 ・サービス産業課 087-811-8524
九州	6月4日 (水)	14:00～ 15:30	福岡合同庁舎本館 1階大会議室 (福岡県福岡市博多区博多駅前 2-11-1)	九州運輸局 観光地域振興課 092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 092-482-5455
沖縄	5月14日 (水)	14:00～ 16:00	沖縄県立博物館・美術館 1階博物館講座室 (沖縄県那覇市おもろまち3丁目1 番1号)	沖縄総合事務局 運輸部企画室 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 098-866-1731
	5月15日 (木)	10:00～ 12:00	大濱信泉記念館多目的ホール (沖縄県石垣市登野城2-70)		

【注1】消費税免税制度改正の概要

(1) 消費税対象品目の拡大

食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類も含め、以下の条件のもと、全ての品目を免税対象品目とする。

＜新規免税対象品目の販売条件＞

- ① 同一店舗で1日に販売する新規対象品目の額が、5千円超50万円までの購入であること
- ② 定められた方法で包装すること
- ③ 購入後、30日以内に輸出をすることを免税購入する旅行者が誓約すること

(2) 免税手続きの簡素化

購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。

【注2】免税店シンボルマークの運用

日本の免税店について、外国人旅行者からの識別性を向上させ、利便性を高めることと、免税店のブランド化・認知度向上を図ることを目的として、免税店シンボルマークを創設し、運用を開始しています。

使用にあたっては、観光庁の承認を受ける必要がありますので、使用希望の場合は、観光庁まで申請をお願いします。

【問い合わせ先】

経済産業省 商務流通保安グループ 流通政策課

担当 大川、高岡

TEL 03-3501-1511 (内線 4161)

03-3501-1708 (直通)